

令和8年度第1回

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会

令和8年8月27日（木）

横浜市技能文化会館2階ホール1

開 会・あいさつ

- 神奈川県健康医療局保健医療部 由利精神保健医療担当課長より挨拶を行った。

委員紹介

- 新任委員・再任委員の紹介を行った。

会長及び副会長の選出

- 会長及び副会長の選出を行った。

報告事項

（１）依存症対策に係る本県の取組について

（樋口会長）

それでは、議事に移りたいと思います。まず、報告事項（１）依存症対策に係る本県の取組について、事務局からご説明ください。

【事務局より資料１に基づき説明】

（樋口会長）

説明ありがとうございました。それでは、今のご報告に対してご質問、コメント等ございましたらお取りしたいと思いますので、よろしくお願いします。朝倉委員、どうぞ。

（朝倉委員）

北里大学の朝倉です。質問というより今後のお願いというか提案なんですけれども、依存症施策、いわゆる３依存プラス、ゲームの４依存で連携を取りながらやっていく。これ自体は国の方針でもありますし必要なことかとは思いますが、ただ、こういう県の取組という記載の中で、ギャンブルに関わるものと全く関わらないものが一緒に掲載されているという状況です。

一般的な依存症全般の中にギャンブルがあるのであればまだ分かるんですけども、ア

アルコール依存そのもの、薬物依存そのものの研修とか啓発とかが、あたかも今回のギャンブル依存の関連の取組に見えるようになってしまっているの、そこを分けてもらえればと思うのと、最後の事業スケジュールというところで、何かちょっとよく分からないですけども、G a と書いてあるのはギャンブルということですか。それとも、何も書いていないのでそれがよく分からないんですけども、最後のところは、少なくともギャンブル依存そのものに関わるものというのを、色分けとかして分かるようにしてもらえればと思います。

（事務局）

朝倉委員、ありがとうございました。おっしゃるとおり、確かにギャンブル依存症対策の推進というところで今回、場を設けさせていただいているところではありますが、この中にアルコールの周知とか、そういったところも含ませていただいております。

当県のギャンブルの計画ということで、アルコールにも通じる部分もありますので、そういった部分で同じようなもの、アルコールの部分とか薬物の部分というものも載せさせていただいたところではあります。

しかし、そうなってくると、おっしゃるとおり、あたかもギャンブルでやっているような感じに見受けられるので、そこら辺はしっかりと区別をしたいなと。例えば、こういった資料でお見せする場合であっても、参考までにみたいな形で区別をしたほうがいいかなと思います。

なお、最後の交通広告のG a という部分については、ギャンブルの広告になっております。以上です。ありがとうございました。

（樋口会長）

ありがとうございました。そのほかいかがでしょう。佐藤委員、どうぞ。

（佐藤委員）

ありがとうございます。佐藤です。12ページに当たる依存症電話相談と面接相談の数字についてご質問させていただきたいです。

電話相談が年々増えているというのは、すごく啓発ができていて、恐らくたくさんの方がお電話で相談されると思うんですけども、それに反して、実際に面接までいらっしゃるという形になるのが年々減っているの、これはどのようないきさつで数字が減っていたり、面接にいらっしゃる方に対しての啓発というのが以前より弱くなっているのかとか、そういうことをお伺いしたいと思いました。お願いいたします。

（樋口会長）

今のご質問で、私もそれに付随して質問があります。精神保健福祉センターの全国の統計を見ると、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲームの中で、相談が一番多いのはギャンブルで、毎年のように増えているという状況があるんですね。

神奈川県の数値を見ると、ギャンブルよりもアルコールのほうがずっと多くなっていま

す。話によると、SAT-Gというのをやっている精神保健福祉センターが随分あって、その影響でたくさんのギャンブルの方々が相談に来ているのではないかという話もあります。

神奈川でもうちちょっと電話相談とか面接相談の数が増えていくといいかなと思うので、そのあたりについても併せて回答を頂ければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

精神保健福祉センター相談課です。面接相談に関しましては、件数があまり伸びていないという部分はあるかと思うんです。精神保健福祉センターの所在地が駅から遠いこともあって、基本的に相談というのは、今、地域の保健所や市町村のほうに移行している部分もあるのと、また、横浜にあることで、横浜の方からの相談とかを受けることがあるんですけども、横浜の方に関しましては、政令市の横浜市も依存症の相談をやっていますということで、それを受けながらも横浜のほうにまずご案内して、それでもまだ駄目でしたらというような形です。

面接相談に関しましては、継続的な相談というわけではなく、どちらかという一回受けて情報提供というか、こういったものがあるので、ぜひそういったところをご利用されるのがいいのではないかなというような対応をしておりますので、面接相談に関してはそのあたりになっているかと思います。

あと、最新の電話相談についての種別の比率なんですけれども、今年度4月からの部分ではあるので、まだ確定ではないんですが、アルコールがやはり一番多くて約36%、ギャンブルに関しましては20.6%で、相談の内容としてはパチンコや競馬が主流であると言われています。

ただ、裾野が広がっておりますので、ギャンブルのところも、どうしてもインターネットとかゲームのほうに、ゲーム依存とかそういった部分が今は区別として入っているというようなところなんです。薬物は約9.4%で、その中の10.4%が買物依存であるといったような比率になっております。以上になります。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

(安居院委員)

家族会の安居院と申します。相談支援体制の整備のところ、アルコールの相談件数と薬物の相談件数はあるんですけども、ギャンブルがないなと思ひまして、ここに出席されている皆様はご存じのように、家族会もそうなんですけれども、低年齢化、重症化している事例が本当に多くなっているんですね。

なので、ぜひともこの人材育成のところにギャンブルも加えていただきたいなと思ひたんですけども、これは、入っていないのは何か理由があるんでしょうか。

（事務局）

こちらの人材育成、研修については、年度においてトピック的なものがあったりするので、昨年度はギャンブルでやっています。昨年度は法改正があったこともありましたが、ギャンブルを取り上げさせていただいたんですが、今年度はアルコールと薬物という形でやらせていただいていますので、もしかすると、ニュースとかで話題になってくるとギャンブルをやったほうがいいんじゃないかとか、そういった機運になってきたりしますので、回数を実施できないという部分でアルコール、薬物を選ばせていただいたところではあります。もちろんギャンブルについてもこういった研修の開催については考えておりますので、ご承知いただければと思います。よろしくお願いします。

（樋口会長）

ありがとうございました。そろそろよろしいでしょうか。この後の推進計画の議題に時間を使いたいものですから、前に進めていきたいと思います。推進計画ですけれども、その話の中にも当然、取組についてまた話が出てくると思いますので、前に進めたいと思います。

（２）依存症専門医療に関する調査の結果について

（樋口会長）

それでは、報告事項の（２）依存症専門医療に関する調査の結果について、事務局から説明いただけますか。よろしくお願いします。

【事務局より資料２に基づき説明】

（樋口会長）

ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思いますが、ただいまの事務局の説明についてご質問等ございましたらどうぞ。朝倉委員。

（朝倉委員）

最初に質問ですけれども、この調査結果を基に計画を策定し始めているという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

今回の計画とは別で、依存症専門医療機関は現在 6 機関ですが、目標としては10機関を指定しようというふうに掲げておりまして、あくまでも専門医療機関を増やすためにどうするかというところでアンケートを行ったものでございます。

（朝倉委員）

ありがとうございます。分かりました。恐らく今回の計画においては生かせないとは思

うんですけれども、今後は似たようなこういったアンケート等を用いて計画を立てていただけるといいかなと思うんですね。

これは単に意見なんですけれども、例えばこの中で気になったのは、医療スタッフを育成する施策が必要であるとして書いてあるんですけれども、実際、神奈川県は幾つかギャンブル依存が専門というか、診てくれる医療機関というのがあって、足りないように感じていても、実は全国で見たらかなり多いほうなんです。

実際、新たに参入して専門プログラムをやったときに患者さんが集まるかという点、正直、集まらない。患者さんが集まらない中で、例えば年に1回研修を受けても、技能が定着しないと思います。なので、何か別のやり方で相談を受けられる人とかを増やしていくことが本当は必要なのかなと思っているのと、治療自体を施せないのであれば、連携したり情報提供が重要になると思うんですけれども、まさにこれこそ、ふだん患者さんと会っていないとイメージが湧かないという問題もあると思うので、施策として、①、②、③全てなんですけれども、特に①ですね。連携できるような情報ツールであるとか、神奈川県自体は毎年はやっていませんが、多分、4県市を合わせるとギャンブルに関わる研修なんかは毎年やっていると思うんですけれども、特にその中で患者さんがうまく相談できるようになっているわけではないという現状を考えると、何かしら大きくやり方を変えなければいけないかなと思っています。

私個人の臨床や相談で受けている感覚でいきますと、いわゆる専門医療機関とか専門相談をうたっているところで相談した方は別として、一般的なクリニックとか一般的な行政の相談をしてきた方よりも、ChatGPTとかああいったものを使っている方のほうが情報があったりとか、既にいろいろ着手していたりする方は大体、ネットをうまく駆使されている方であって、普通の相談、専門ではない相談窓口やクリニックに行っている方は、それよりもちょっとレベルが低い情報だったりするので、その辺は今後、計画の中で、何か次の計画で生かせるようなアンケートをつくってもらえればと。専門医療機関だけではなく、推進計画自体に生かせるアンケート等を取っていただければと思います。

何かありましたらお手伝いしますので、ご検討よろしくお願いします。

(事務局)

朝倉委員、ありがとうございます。確かに計画は実際に関わるのが県民、市民、住民で、あとは医療現場の方、支援団体の方というのに関わってきますので、そういったところから声を吸い上げるというのは非常に大事だなと、それを計画に生かすというのは大事だなと思いました。

先ほどChatGPTのお話がありましたが、神奈川県よりもChatGPTに頼られてしまうのは心苦しいところがありますので、その辺は神奈川県としても努力しなければいけないかなと感じているところです。貴重なご意見ありがとうございました。

(樋口会長)

そのほかいかがでしょう。すみません、樋口です。もう一つの資料を読ませていただくと、今回調査した中に手を挙げてもいいというところが2か所あって、今考え中というのが5か所あって、それ以外はちょっと厳しいというような感じだったと思うんですけども、そうすると、少し候補があるということですね。

(事務局)

おっしゃるとおり、今回のアンケートでそういったところも、私個人としては、当初はそういったアンケートをしてもなかなか手を挙げてくれるところはないだろうなという思い込みだったんですけども、アンケートを行って意外にもやってもいいというような回答を頂いているところもあったので、それは貴重な意見だったなと思っております。

ですので、そういったところに少しずつ働きかけをしていければいいかなと考えております。

(樋口会長)

調査票のことはあまりよく覚えていないんですけども、調査をしたときに、専門医療機関になることのメリットについて、専門医療機関のない地区の医療機関に対して情報を提供できると、ちょっと考えてもいいかなというようなところもあるかもしれないんですが、そのあたりはどうだったんでしょう。

(事務局)

そうですね、実際に調査をして、メリットというところが、言ってしまうと、専門医療機関になるメリットというのは病院側にはあまりないです。

県のホームページに掲載させていただいて、その病院について広報させていただくということにはなりますが、病院側のやる気、病院側が何とか頑張っていただくというような形に現状なっているもので、メリットをできるだけ増やしていくことが県としても必要なかなと思っております。すみません、ご質問に回答できているか分からないのですが。

(樋口会長)

ありがとうございました。我々も毎年、ゲームとかインターネットの専門医療を提供している医療施設の全国調査をやっていて、結構な数があるんですけども、その中で、ホームページに載せていいかと言うと、結構な数でやめてくれというのがあるんですね。なので、専門医療機関として手を挙げることはできないけれども専門医療はやっていきますとか、今後もさらにやっていきますというところはあるのではないかなと思うんですよね。

そういうようなことでトータルに広がっていけば、専門医療機関の数が6から10にならなくても医療の質は上がっていくのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょう。

（事務局）

まさにおっしゃるとおりだと思います。あくまでも専門医療機関の数字を上げたいと計画ではなっているのですが、それよりも住民の方がクリニックとかそういった近いところで受診できるような環境を整えるというのが非常に大事だと個人的には思っておりますので、そういった地域社会にしていければよりいいのかなと思っております。

（樋口会長）

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。朝倉委員、どうぞ。

（朝倉委員）

朝倉です。先ほどの樋口先生のお話につながっていることなんですけれども、実際、行政の立場でそれができるか分からないんですが、恐らく専門医療機関の数にこだわらなければいけないというのは、実績を上げていることを示さなければいけないのが理由にあると思うんですけれども、その一方で、今のお話を聞くと、実際、相談事業なんかの連携機関に関しては、非公式ではあるけれども、ギャンブルの相談を受けてくれたりとか、診療してくれる医療機関があるのかなと思います。

そういうことはほかの分野でもたくさんあるんですけれども、例えば非公式ではあるけれども、行政から相談があったときに受けますと言っている機関があるのであれば、行政職員だけにはクリニックの名前を教えられるようにして、かつ、相談できる機関が、実際は名前を載せられないけど何か所あるということを明示するのは可能なんでしょうか。

すぐ答えられなかったら、それはそれでいいんですけれども。

（事務局）

事務局からお答えさせていただきます。今、数にこだわっているのは、この計画だけではなくて、神奈川県保健医療計画の中で、第8次では精神医療の関係で依存症の専門医療機関を10に増やしていくことを数値目標として掲げているためで、その下で動いているというところがあります。

ただ、それは何のために目標を立てているかというと、数字をクリアすることは目的といたしますか通過点であって、真の目的としては必要な人に質の高い医療が届くことと考えておりますので、その認定、指定をした医療機関以外に、適切な対応を取っていただけるですとか、フォローしていただけるですとか、そういった資源があるのであれば、それは適切に活用していく必要があると思っていますので、頂いた意見を参考にさせていただいて対応を検討してまいりたいと思います。以上です。

（樋口会長）

ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

（松岡副会長）

今の点なんですけれども、さっき樋口先生がおっしゃったように、ホームページに載せたくない医療機関があると。私もこの依存症専門医療機関は、弁護士としていろいろ依存

症とか薬物とかの関係で、ここに行ってくださいと言って紹介することがあります。

あるんですけども、正直な話、ここの要件、入院治療できるような病院ではなくても、依存症の窓口として真摯にやってくださってる病院は神奈川にたくさんあるんですね。なので、さっきホームページに載せたくない、ポータルにはいろいろクリニックが載っていますけれどもそこにも載せたくないというところがあれば、神奈川県さんとして手伝っていただけないかと言って神奈川県下の依存症に対応している医療機関に声がけして、ホームページに載せていいのであれば載せます、載せたくないなら、神奈川県としてはリストを作りますので協力してくださいということはできるんじゃないですかね。それぐらいやってもいいのかなと思いました。

我々は、法テラスに登録している弁護士で、法テラスのホームページで名簿に名前を載せていいという人は載せますけれども、載せたくない人は載せないんですね。そういう形で医療機関の意向を聞いてやっていただくと、近くに医療機関がないところでも、電話相談があったときに、ここに医療機関ありますよ、この人は神奈川県のホームページに載せていないけれども紹介できますよとかできる可能性があるんで、そういうことを検討していただけないかなと思いました。

（事務局）

事務局からですけども、ホームページに載せると、ご自分でその情報を見て、こういう医療機関があることを見つけてアプローチする、そういう患者さんはどんどん来てくださいという医療機関もあると思いますし、来ていただくのであれば、やはりきちんと適切な相談を受けた上でとか、ほかの医療機関から紹介を受けてだとか、そういうルートを通して来ていただいた方であればというようなケースもあろうかと思いますので、そういうルートに対応できるような方法についても研究してまいりたいと思います。以上です。

（樋口会長）

ありがとうございました。ほかにございますか。では、この報告はひとまず終わりにします。

議 題

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について

（樋口会長）

今日は大きな議題が1つありまして、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画の改定についてということです。ここに少し時間を使って議論していきたいと思います。まず、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

【事務局より資料3に基づき説明】

(樋口会長)

ありがとうございました。それではご意見をお伺いしたいと思いますけれども、内容がかなり広いものですから、いろいろなご意見があると思います。

今日はぜひ委員の先生方のご意見をお聞きたいと思います。区切って議論するやり方もありますけれども、それよりも全体的にご意見をお聞きしたほうがいいと思いますので、ご意見がおありの委員の先生方、どうぞ自由にお話しいただければと思いますが、いらっしゃいますか。

(朝倉委員)

北里大学の朝倉です。骨子案全般についてはおおむね納得ということではあるんですが、ただ、1つ、オンラインカジノについてです。オンラインカジノについて、危険であり違法であると並列して書いてあるんですけれども、危険であることと違法であることは別立てで書いていただければと感じております。

なぜかという、オンラインであること自体に危険性があるので、ギャンブルの種類がパチンコとか公営競技とかそういう区分けになっているかと思うんですけれども、インターネット投票とかオンラインでできるもの全般についてある程度警鐘を鳴らしたほうがいいのかなと思っているのが一つあります。

もう一つは、それとは別に違法であるということにも、現在のオンラインカジノは、本来はオンラインでギャンブルができるというもので、オンラインで実物に投票するインターネット投票は別のものとしてももちろん記載することになると思うんですけれども、正直、一般市民の中でその辺を混同されている方もいるので、「違法であるオンラインカジノ」といった記載のものを別につくっていただいたほうが分かりやすいのかなと思います。

また、今後ずっと本当にオンラインカジノが違法なものだけなのかも分からないので、現時点で違法であるということと、オンラインでできるギャンブルというのと、2つ記載があったほうがいいのかなと感じました。

(樋口会長)

今のお話は大丈夫でしょうか。オンラインのリスクと、オンラインカジノという違法の話は別途に取り扱うべきだと、そういうことですね。

(朝倉委員)

そうですね。分かりづらくてすみません。

(樋口会長)

とても大事なことだと思いますが、いかがでしょう。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。まさに私ども行政としても違法性と危険性、同時に伝えようという形でポスターとかも作っていたのですが、それが結構苦しく、両方伝えるのは難しいなというところがすごくあったので、まさに朝倉委員がおっしゃっていた意見を参考にして、違法性の部分とオンラインでやる危険性というのは別立てで書いたほうが、逆に言えばそのほうがつくりやすいかなと思いましたので、貴重なご意見ありがとうございました。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょう。佐藤委員、どうぞ。

(佐藤委員)

佐藤です。今その話が出たので、併せてという形でよろしいですか。実際、家族の方でご相談にいらっしゃる方は、インターネット投票での競馬とか公営競技のご相談が結構多いんですね。以前だとそういうところに出向かないとできなかったものが、外に出られなくなっているほかの精神疾患、うつ病とかで会社を休んでいるような状況で、家の中でそれができてしまう。新たにそういう方たちが気軽にできる時代で、特に精神的に参っているときに、それを使って楽になりたいとということが起きている現状があります。

実際にオンラインカジノはもちろん大変な問題なんですけれども、県で取り組むこととしては、インターネットでできるギャンブルに対しての啓発ももっとやっていただきたいですし、先ほどポスターのことがちらっと出たのでお話ししたかったんですが、時間がなくてやめたんですけれども、前年度に県でつくったポスターというのは私たち委員も見せていただいて、変更とかいろいろなことをしたような記憶があるんですね。今回見たときに、県がつくったのではなくて警察庁とかがおつくりになったのかと思うぐらい、オンラインカジノは違法です、ばーんみたいな、警察のほうでつくっていただきたいようなものになってしまっていて、全般として病気なのでこういうところに相談に行きましょうとか、そういう色がすごく薄くなっていたことを残念に思っていたんですね。ちょっと怖い感じのポスターだったし、犯罪ですとなると、実際、自分の息子とか夫がそういうことをやっただとなると、逆に本当に相談とかに行かなくなってしまうとか、行きにくくなってしまう、隠したくなってしまうということが起きるんですね。

なので、またそういうポスターなどをつくるときは、実際、すごく話題になったオンラインカジノではあるんですけれども、ぜひそれ以外のことにも注目していただいて、インターネットに関することは先生がおっしゃったように別立てにしていただけるといいかなと思います。お願いいたします。

(樋口会長)

基本的には朝倉委員と同じような意見ですね。分かりました。現場での状況を考えるということですね。どうぞ。

（事務局）

佐藤委員、貴重なご意見ありがとうございます。ポスターに関してなんですが、おっしゃるとおり様々なご意見を頂きまして、このように犯罪となってしまうと、逆に相談に行きづらいとか、そういったお話も頂いております。

つくった経緯としましては、違法性を周知しなさいという主題があったところで、こういった形になってしまったことは申し訳なく思っております。

ですので、おっしゃるとおり、最近はインターネットで公営ギャンブルとかもできるようになってしまったというところで、まさにその辺の周知というのが依存症に関わる部分かなと思っていますので、しっかり明記したいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

（樋口会長）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

（松岡副会長）

弁護士会の松岡です。今のところで私も最初に、今日来る前に資料を見ていて思ったんですけれども、資料3の29ページの修正案のところで、「幼少期からインターネットに触れる機会が増えている状況において、スマートフォン等を利用して気軽にオンラインカジノ」と限定しないで、「オンラインでギャンブル等にアクセスできてしまうため」というほうがいいのかと私は思っていたんですね。

それで、オンラインカジノはまた別途書くと、さっき朝倉委員がおっしゃっていたようなことのほうがいいのかと。ここ最近もいろいろあるんですけれども、オンラインカジノとかオンラインの公営ギャンブルとは別に、オンラインで課金して景品が当たるとか、トレーディングカードが当たるというところでの依存症みたいな形で、月100万、200万使って相談に来られた方もいらっしゃるんですね。

それが前回の計画案でゲーム課金は、ガチャについてはギャンブル等に当たりませんということを我々も承認したんですけれども、ガチャも言ったらオンラインで1ポイント幾らというふうに購入して、何万円賭けたら高い景品が当たりますよ、高いカードが当たりますよというようなものも出てきていて、それはギャンブル等の射幸行為に当たるのではないかと。破産のときは間違いなく浪費に当たるんですね。

なので、その辺も射幸行為に当たらないと言っていいのかというところをもう一回検討しないと。国のほうでこれは射幸行為に当たらないと確定しているのか、すみません、私はそこを調べてきていないんですけれども、オンラインでのそういうものも射幸行為に当たるのではないかと、そこも議論しなければいけないのではないかと考えています。以上です。

（樋口会長）

事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局からです。国のほうの整理がどうなっているのか、今この場でちょっと持ち合わせがないのでそこまでお答えできないんですけども、例えばトレーディングカードだとかパッケージにしてポイントで購入できるという、確率の非常に低いレアなものが手に入るだとか、それは射幸心的なものをそそっているのではないのかというご指摘なのかなと思います。

これが果たしてゲームなのか、普通の購入なのか、あるいはギャンブル的なものなのか、いろいろ新しいものが出てくるのかなと思っています。それは広く捉えれば、そういうことをしているときに何かドーパミンのようなものが出ていたりとかしているのであれば、これは依存症的な状態なのではないかというご指摘かなと受け止めておりますので、今後、そういうことも含めて依存症として捉えられるものというのも、いろいろその時々で変化していると思いますから、そこは見据えて、適切な時期に取り込んでいきたいと思っています。以上です。

(樋口会長)

ちょっとだけいいですか。依存については、このような公的なところだと定義を明確にしないといけないと思っています。例えば今のガチャについても、それからトレーディングカードなどああいう類いのもの、あるいはSNSの依存とか動画の依存とかいろいろとありますけれども、これは正確に定義されていないんですよね。

ですから、もし仮にこういうところに入れるのであれば、明確に依存としては定義されていないけれども、依存の特性を十分に有するとか、何かの形で明確にして話をしたほうがいいのではないかと思います。

今の副会長の指摘はとても大事だと思うので、中にしっかりと入れていかなければいけないかなと私も思いました。朝倉委員、どうぞ。

(朝倉委員)

私は厚労省と内閣官房におりましたので、その中でギャンブルという定義についてどのように考えているかということ、やはり法律で規定された賭博。ただ、ギャンブル等依存症という英語で訳せない「等」なんですけれども、ギャンブルライクと訳している人もいましたが、「等」というのは要はパチンコですね。いわゆる法的にはギャンブルに当たらないものを想定しております。そうすると、現場で扱うゲームであるとか、ほかには非常に大きな額が動くものというFXがそれに当たる。信用取引とかいろいろありますけれども、オンラインでできますね。

あと、あくまで依存症というよりもギャンブル等依存症なので、今回扱うものとしてもし必要であれば、必要と多分皆さん考えているんでしょうけれども、ギャンブルに類似する問題を引き起こすとか、ギャンブルに類似する金銭的問題を引き起こす可能性のある行為みたいな形で整理して明示されると、もしかしたらいいのかなと感じました。

(樋口会長)

貴重な意見ありがとうございました。事務局のほうもご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

事務局からです。今回の改定では計画の表題を変えるところまで、実はそこまで踏み込むことは考えておりません。先ほど樋口先生からのご指摘もありましたけれども、やはりエビデンスがあって定義があるものだとか、そういった踏まえられるものは踏まえておきながら、懸念が指摘されているものが仮にあるのであれば、前回の改定でオンラインカジノに対応したときに、例えばコラムみたいな形を使ったりさせていただいたこともありますので、そういった形も工夫しながら取り込んでいくことは可能なのかなと思います。そういった手法も検討していきたいと思っております。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

(安居院委員)

先ほど佐藤委員がおっしゃったように、はっきりざっくり言うと、スマートフォンが賭博場ということになっておりますので、今、公営競技のほうもスマホ一つで簡単にできてしまう。だからどんどん悪化してしまうという現状があると思いますので、そういうことも踏まえた内容にさせていただきたいと思うのと、先ほどポスターのことをおっしゃっていただいて、当会にもいろいろ意見を聞いていただいて、メンバーと相談して意見を述べさせていただいたんですけれども、なったらもう終わりみたいな感じになっているので、できれば、相談するところがあるよということで若い人に向けた爽やかな感じもいいのかなと思いましたので、ちょっと趣旨は違うんですけれども、この場で述べさせていただきました。次回つくられるときは、そういった意見もまた聞いていただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

事務局からです。やはり犯罪は犯罪なんですけれども、それを越えてはいけない一線があるということをお伝えすることと、依存症は誰でもなる可能性がある。そういうことであれば、相談していただくというところは、危機感をあおるのではなく丁寧に伝えていただきたいという、そういう趣旨のご意見なのかなと思っていますので、そこは工夫の仕方を考えていきたいと思えますし、ご相談させていただきたいと思っております。以上です。

(樋口会長)

よろしくお願いいたします。そのほかいかがでしょう。どうぞ。

(朝倉委員)

オンラインカジノについては若年層が問題になっているという、特に相談とかではそうなのかもしれませんが、実際、外来なんかに来られる方は決して若年層ばかりではなくて、オンラインカジノを含めてどちらかというと中高年のほうが多いんですね。

なっている率はもしかしたら若年層のほうが多いかもしれませんが、実際、大きなお金を動かせるのは中高年であって、かつ、ネットリテラシーがあまりしっかりしていないからこそ、一度はまってしまうとやめ方が分からない。やめ方が分からないというのは、アクセス制限とかそういったところまで情報がいかない。ほかのインターネット関連でもそうなんですけれども、だんだん若年層ではやってくると中高年が手を出し始めて、若年層よりもうまく止めてくれる人が周りにいないので、余計問題が増えてしまうというのがあります。

なので、若年層について啓発するのはもちろん大切なんですけれども、中高年においても実際、オンラインカジノで問題が起きていることが散見されるみたいなことを多少載せてもらえると、もしかしたらいいのかなと感じました。

(事務局)

朝倉委員、貴重なご意見ありがとうございます。まさに我々のイメージですと、オンラインでスマートフォン等でやるということになってくると、結構若い方というのがインターネットに触れる機会が多いですので、どうしても若い方の啓発というのが先行していたところがありました。

なので、今の中高年の患者さんが多いということをお伺いして、まさにそこら辺の周知というのは大切だなと思いましたので、その部分を啓発のところに付け加えさせていただければと思っております。ありがとうございました。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。私のほうから些末な話ですけれども、オンラインカジノの記載が最初に出てくる「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について」というところで、警察庁が委託してやった実態調査の結果がここに出ていますけれども、僕の記憶が正しければ、結果で、自分は既にギャンブルに依存になっていると思うという人の割合がすごく高かったんですね。なので、統計データを並べるだけではなくて、これが依存に直結するみたいなデータもそこにあるはずなので、それも中にぜひ入れていただけるといいなと思いました。

あともう一点、これは私の勘違いかもしれませんが、オンラインカジノというと、普通に言ういわゆるカジノですよ、あれをオンラインでやるのがオンラインカジノだと思っている方々がたくさんいらっしゃると思うんですが、実際はオンラインカジノでいうカジノというのはオンラインでやるギャンブル一般で、何でもいいわけですよ。なので、そのあたりについても理解を統一していただいたほうがいいのかなと。今、外来に来る患者

さんでスポーツベッティングをやっている人が結構いるんですけども、あれも言ってみればオンラインカジノの一種だろうと思いますので、そのあたり、何でも入るんだということを情報として提供いただけるといいかなと思います。

(事務局)

参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(樋口会長)

よろしく願いいたします。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

(朝倉委員)

先に、今のに関連することについて、オンラインカジノという言葉が文化とか年齢層によってちょっと違って、実は店舗型のオンラインカジノというものもありまして、横浜とか東京とか、一部の地域だと結構やっている方がいるんです。

いわゆる違法なお店でオンラインのゲームをする、それでお金をお店でもらえるという、いわゆる違法カジノの中でオンラインをやっているものもあるので、どういうものがあるというのは明記していくといいと思います。

また、先ほどの、海外で違法ではないベッティングについて日本からアクセスするのは全て違法ですし危険ですので、そういったことも多分、両方明記してもらう必要がある。実際、海外のスポーツベッティングで、他国からのアクセス数だと日本は非常に高かったりするので、そういったことは記載が必要かなと思います。それはただの意見です。

あと、今回、骨子が直接問題とは感じていないんですが、この推進計画の達成度のところです。18ページ、19ページのA判定の中で、メンタルヘルス講演会の開催であるとか、職場のハラスメント対策等、働く人のメンタルヘルス相談の実施とか、あと⑩に暮らしとこころの相談会とか、こういったものが載っているんですが、恐らくこれは計画の素案の中にある「こころの健康づくり」の施策で実施されているものかなと考えているんですけども、この「こころの健康づくり」について、これは私自身が最初に提案させてもらったものなんですが、ギャンブルの問題の予防という意味ではこころの健康づくりは非常に大切だと思う一方で、ギャンブル依存という言葉が一切明記されなかったり、伝えられない中でのこころの健康づくりとなってしまうと、少し片手落ちかなと感じています。

これをどうしたらいいか分からないんですが、素案のときに何らかの形で、ギャンブル依存の存在、言葉だけでもいいですし、何かこころの健康づくりの中で触れてもらえるように進められる施策になればと考えております。

(樋口会長)

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

(事務局)

にわかには構造をどう変えるかというところまで今お答えが思い浮かばないところではあるんですけども、ギャンブルにのめり込むということの前の段階として精神保健の取組

が重要なのかなというご指摘だろうと思います。それをどのように位置づけるかということとは、事務局で一度検討させていただいて、次回お答えさせていただきたいと思います。

(朝倉委員)

もちろん今お答えいただかなくてもいいのですが、こころの健康づくりは必要で、それが前回の計画にも入っているんですが、恐らく関連するものが増えてきたと思うんです。ただ、その「こころの健康づくり」の中で実施する施策に、ギャンブル依存という言葉をちゃんと入れるようにしてもらえればという意見です。

今後、素案をつくるときに、ただこころの健康づくりをすればいいということではなくて、ギャンブル依存について多少触れるように、何か通知なり出せるような形を検討していただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

(樋口会長)

よろしくお願いします。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

(松岡副会長)

松岡です。これは医師の委員の方に聞きたいんですけれども、前提として、ギャンブル依存症とかアルコール依存症というのは、治療すれば必ず治ると言ってもいい病気なんですか。その前提があつての次の質問なので。

(樋口会長)

私のほうからお話しします。必ず治ると期待したいんですけれども、実際は、改善する率というのはある一定の率があるんですね。なので、これは病気全部がそうですけれども、全部がよくなりますよとはなかなか言えませんし、ギャンブルも同じような状況だと思いますけれども、ただ、治療することによって、治療しないよりは、恐らく改善率は高いと我々は信じています。

(松岡副会長)

ありがとうございます。その前提でというかそういう話の中で、次回の計画案のときに、回復及び社会復帰支援のところで、適切な治療をすれば改善・回復するという一言を入れてもらいたいと思ったんです。

だからこそ、先ほどポスターの関係で、あれだと言いたくなくなるのではなくて、我々としては、神奈川県としては、県民の方々に適切な治療をしていただいて切れ目のない回復支援をすれば改善・回復するので、そこを目掛けてこの計画案をつくっていきますということを一言どこかに入れていただきたいなと思いました。

(樋口会長)

事務局、どうぞ。お願いします。

（事務局）

まさに県の施策がそういった方向を目標にしているところですので、そういった文言は入れないといけないかなと思っております。

（樋口会長）

貴重なご意見ありがとうございました。どうぞ。

（朝倉委員）

そのときの治療というのが何を示しているかというのは、多分、受け取り方次第だと思うんですけども、治療という言葉に記載すると、あくまで医療であるように感じてしまう人がいるような気がします。

ギャンブル依存に限らず依存症全般ですけども、医療が必ずしもスタートラインではなくて、自助グループであったり別の形で、例えば債務整理のときに非常に丁寧な先生に会うことで回復していく方もいますので、治療及び、もしくはポツで回復支援というふうにもうちょっと幅広くできればいいのかなと思います。特にギャンブル依存においては、心身の異常というのがギャンブル以外のところではっきり出ない方もいるので、より一層、医療だけを充実させてしまうと、問題が生じ得るのかなと思います。

（事務局）

事務局からです。早期に介入することで、医療の面では早期に回復するということだろうと思っていますし、支援の手が差し伸べられることによって社会復帰だとかがスムーズにいくこともあると思いますので、医療と支援の両面について早期に受けていただきたい。それによって、あなたにとっても意味があるんですよと、そういうことが伝わるような形で反映させたいと思っております。以上です。

（樋口会長）

ありがとうございます。国の計画でも連携というのがキーワードになっているので、医療だけでなくいろいろな連携が大事なんだということも踏まえてお願いしたいと思います。

そのほかはいかがでしょう。もしなければ、私のほうから指名させていただいてもよろしいでしょうか。神奈川県警察本部の滝沢委員、もしご意見があればよろしく申し上げます。

（滝沢委員）

警察といたしましては、恐らくこうした方々と接するのは、検挙というタイミングが一番多いと思うんですね。先ほど統計を見てきたんですけども、やはり令和4年ぐらいから右肩上がりです。オンラインカジノの、いわゆる単純賭博といわれる賭客の方の検挙が県警でも増えています。

これは全国と傾向が似ているんですけども、検挙した際に、検挙した被疑者に対して更生を促すという位置づけもあるんですけども、警察としては、やはりいかに彼らを医療とか回復につなぐかということが課題かなと思っております。

やはり他機関と連携して、こういった窓口があるんだよということを警察からも教示して、彼らを回復につないでいくということが我々の使命かなと思っています。

また、我々のほうでは青少年と接する機会も結構ありまして、非行防止教室といって、各中学校とかにお邪魔して、警察署の生活安全課員が直接、中学生たちに講義をする時間があるので、そういったところでフィルタリングの普及とかについてもいろいろ言及して、そもそもスマホを使ってこういったサイトにアクセスすること自体が危険であるということを啓発したりもしているところでありまして、この計画の中にも青少年に対する影響等も書き込まれているので、よりいろいろな機関が連携して窓口の周知であるとか、青少年についてはアクセスの遮断しかないと思うんですけれども、いろいろな窓口があるんだよということを教示するだけでも、多分そういった依存症の方々に対する回復の道を開いていくのかなと思っていますので、

警察としてもご協力できることはやっていきたいと思っています。

(樋口会長)

ありがとうございます。もう一名、県立学校長会議の栗原委員。

(栗原委員)

ただいまのお話にもありましたけれども、やはり青少年というところで話が出てまいりました。現状としては、スマホが手放せないような生徒も多い中で、こういったオンラインカジノ等に軽い気持ちでアクセスしてしまう、それから依存になってしまうということも当然起こり得ると思いますので、そのあたりの防止というか啓発の必要性を我々も感じておりますし、そういったことが具体的にできるような形でやっていただけるとありがたいと思っています。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかございますか。もしなければ、いろいろと意見を頂きましてありがとうございました。

今日の議題の改定の骨子案ですけれども、これについて、事務局からお示しいただいた内容で前に進めてよろしゅうございますか。いろいろな意見が出てきましたので、もちろん中に今日出てきたいろいろな意見を入れ込んでいただくという形になると思いますけれども、骨子そのものについてはこのまま前に進めてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

(樋口会長)

異議なくていいですか。それでは事務局、前に進めていただいて、よろしく願いしたいと思います。

その他

(樋口会長)

あと残り10分ほど時間があるんですけども、今日の議題、それから報告に関係なく、もしご意見等ございましたら、できるだけ短くして何人かの方々にお聞きしたいと思いますので、もしあれば、どうぞ挙手ください。どうぞ。

(安居院委員)

今日はありがとうございました。資料を3つほどお持ちいたしました。当会と連携しております考える会と当会がこの問題に取り組んでいるのがお分かりいただけるかなと思って、このような冊子を持ってまいりました。

あと、先ほど病院のことが出ましたけれども、ギャンブル等依存症当事者Zoomミーティング用といいまして、当事者は当事者の中で回復していくということでZoomミーティングを行っているんですけども、病院とかにはWi-Fiとかそういうものがないと思いますので、当会のほうで寄贈しますというチラシも持ってまいりました。

それとまた別に、これは広島県のほうだったかな、助成金を使いまして、「いま、10代のあなたが知っておくべき ADDICTION ギャンブル依存症」という、このような若者向けの冊子もつくっておりますので、ぜひ今日いらっしゃっている皆様にお持ち帰りいただいてご覧いただければなと思って、この場を借りてお話しさせていただきました。ありがとうございます。

(樋口会長)

どうもありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。どうぞ。

(近藤委員)

かわさきギャンブラーズアディクションポート、K-GAPの近藤と申します。

取り留めもない話ですけども、当事者の立場から感じるオンラインとかカジノの危険性というか、いろいろ啓発のカテゴリーはあると思うんですけども、正直言って何が一番危険かという、丁半ばくち、丁か半か、投資の世界でいうとハイカロー、スポーツの世界でいうと勝ちか負けですね。カジノでいえばプレーヤーかバンカー、勝ちと負けがはっきりしているというのが一番怖いと思います。1回当たれば、2万円ベットしたのが4万円、2回当たると8万円、3回連続で当たって16万、4回目、もう一回当たれば32万、5回連続で当たると64万円。2万円があつという間に64万円になると、お金がお金ではなくなってしまう。公営ギャンブルとかパチンコやスロットと比べて、回復者施設という観点に立てば、射幸心がおおられて、そして自分の頭の中で脳汁が出て経済的損失が大きいと。これはもう回復支援施設の対象であるということで、FXからパチスロ、パチンコ、公営ギャンブル、オンラインにしても全て対象になるというか、そういう形で活動をさせていただいております。

これがギャンブルという怖さで、もう一つ、回復の難しさは、スマホを今持たないで生活するのは難しいと思うんですよね。これを持っている限り、それから離れることができないという。

ただ、うちの施設を見ていると、朝昼晩とプログラムをやって、夜は自助グループに行ってスマホを持たない生活というのを半年、1年と、しばらくやるわけですね。そうすると、一回、いわゆる撃退アプリの開発みたいなのをやったこともあったんですけども、そこまでなくても、スマホのない回復活動が続けた後だと動機がある程度上がっていますので、スマホを持ってもギガ制限だけで再発しないで済んでいるというのが最近、非常に効果的だなと思います。シアナマイド的な効果でしかないんですけども、自分でそこを越えていく人というのがあまりいないので、スマホを持ってその後も生きていかなければいけないというのが多分、回復にとって難しいことだなと思うんですが、最近はそのギガ制限だけで、恐ろしい病気と何とか離れることができているなというのが感想です。

すみません、何かの参考になればと思ってお話をさせていただきました。ありがとうございました。

(樋口会長)

貴重なお話ありがとうございました。そろそろ時間になりましたので、本日の報告及び議題についてはこれで終わりにしたいと思います。委員の皆様、長時間にわたりご検討いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

閉 会

○事務局から今年度は3回実施予定のため、次回の開催は11月を予定している旨の連絡あり。